別表３　　１．代理援助立替基準

	案件の内容		訴　　額	実費		着手金		報　　酬　　金	
				立替支出額	備　　考	立替支出額	備　　考	立替支出額	備　　考
（１）金銭事件	①交通事故、その他損害賠償請求、金銭請求事件		～ 50万円未満 50万円以上　100万円未満 100万円以上　200万円未満 200万円以上　300万円未満 300万円以上　500万円未満 500万円以上 1,000万円未満 1,000万円以上	25,000円 35,000円 〃 〃 〃 〃 〃	１．訴訟上の枚助の決定を求めるものとする。 ２．訴訟上の枚助の決定が受けられなかった場合、申立ての手数料（印紙代）を追加して支出する。	63,000円 94,500円 126,000円 157,500円 178,500円 210,000円 231,000円	事件の性質上特に処理が困難なものについては367,500円まで増額することができる。	１．現実に入手した金銭が、3,000万円までは、その10％（税別）を基準とする。 現実に入手した金銭が、3,000万円を超える部分については、その超える部分の６％（税別）を加算する。 ２．当面取立てができない事件の報酬金は63,000円～126,000円とし、標準額を84,000円とする。 ３．相手方の請求を排除した場合の報酬金は、着手金の７割相当額とし、訴訟事件の場合は、出廷回数に金10,500円を乗じた額をこれに加算する。ただし、出廷回数による加算額は、請求排除額の10％を超えないものとする。	事件の難易、出廷回数等を考慮し、増減することができる。 出廷回数は１回10,500円を基準とする。
	② 手形訴訟			（１）①の２分の１		（１）①の２分の１			
（２）不動産・動産事件	① 所有権確認・登記抹消・明渡請求・借地・借家		～ 50万円未満 50万円以上　100万円未満 100万円以上　200万円未満 200万円以上　300万円未満 300万円以上　500万円未満 500万円以上 1,000万円未満 1,000万円以上	25,000円 35,000円 〃 〃 〃 〃 〃	１．訴訟上の枚助の決定を求めるものとする。 ２．訴訟上の枚助の決定が受けられなかった場合、申立ての手数料（印紙代）を追加して支出する。	63,000円 94,500円 126,000円 157,500円 178,500円 210,000円 231,000円	事件の性質上特に処理が困難なものについては367,500円まで増額することができる。	受けた利益が、1,000万円までは、その10％（税別）を基準とする。 受けた利益が、1,000万円を超え3,000万円までは、その超える部分の６％（税別）を加算する。 受けた利益が、3,000万円を超え5,000万円までは、その超える部分の５％（税別）を加算する。 受けた利益が、5,000万円を超える部分については、その超える部分の４％（税別）を加算する。	１．事件の難易、出廷回数等の考慮については金銭事件に同じ。 ２．時価の算定は国土交通省の公示価格・相続税の路線価格を参考に決定する。 ３．受けた利益が不明の場合には、争いの実態を勘案し評価する。
	② 借地非訟事件			25,000円		105,000円～157,500円			
	③ 境界確定事件			不動産事件に準ずる。		157,500円～210,000円 標準額を189,000円とする。			
（３）家事事件	① 離婚・認知等請求			35,000円	１．訴訟上の枚助の決定を求めるものとする。 ２．訴訟上の枚助の決定が受けられなかった場合、申立ての手数料（印紙代）を追加して支出する。	○公示送達事件　84,000円 ○金銭請求を伴わないもの 189,000円～241,500円 標準額を220,500円とする。 ○金銭請求を伴うもの 金銭請求と同様とする。 ただし220,500円を下回らないものとする。	事件の性質上特に処理が困難なものについては367,500円まで増額することができる。	１．財産的給付がない又は当面取立てができない事件の報酬金は63,000円～126,000円とし、標準額を84,000円とする。 ２．公示送達事件は、63,000円～84,000円とする。 ３．１にかかわらず、金銭給付のある場合には、金銭事件に準ずる。 ４．金銭以外の財産的給付のある場合には、不動産・動産事件に準ずる。 ５．財産的給付のある場合の報酬金の下限は84,000円とする。	１．受けた利益の算定については、扶養料の分割払いの場合には２年分、遺産分割事件については相続分の３分の１とし、報酬金はそれぞれその10％（税別）とする。 ２．事件の難易、出廷回数等の考慮については金銭事件と同じ。
	② 遺産分割事件 （調停も同様）			35,000円		金銭事件に準ずる。	訴額の算定は目的物の価額の３分の１を基準とする。	金銭事件～不動産事件に準ずる。 （備考参照）	
（４）行政事件				35,000円	申立ての手数料（印紙代）は追加して支出する。	157,500円～231,000円	事件の性質上特に処理が困難なものについては367,500円まで増額することができる。	110,000円～162,000円に、出廷回数１回につき10,500円を乗じた額を加算する。	事件の難易等を考慮し、増減することができる。
（５）保全事件	① 仮差押・仮処分			20,000円	１．保証金は追加して支出する。ただし、被援助者の直接負担を求めることがある。 ２．登録免許税は追加して支出する。	42,000円～63,000円		本案事件と一括して決定する。	本案事件と保全事件の受任弁護士が異なる場合には実情に応じ決定する。
	② 労働事件断行仮処分			20,000円		126,000円～189,000円		金銭事件～不動産事件に準ずる。	
（６）その他	① 強制執行事件			20,000円 ○少額訴訟債権執行 15,000円	予納金は追加して支出する。	○強制執行単独援助の場合 52,500円～73,500円 ○関連事件がある場合 執行対象が不動産の場合 52,500円～73,500円 執行対象が債権・動産の場合 42,000円～63,000円 ○少額訴訟債権執行 42,000円		本案事件と一括して決定する。	本案事件と強制執行事件の受任弁護士が異なる場合には実情に応じ決定する。
	② 財産開示手続			15,000円		31,500円～42,000円			
	③ 執行停止事件			10,000円	保証金は追加して支出する。ただし、被援助者の直接負担を求めることがある。	52,500円～73,500円		本案事件と一括して決定する。	
	④ 民事調停事件			20,000円	申立ての手数料（印紙代）は追加して支出する。	42,000円～105,000円 ○調停不調の本訴 調停事件の着手金の２分の１相当額を減じる。	建築瑕疵又は医療過誤その他事件の性質上特に処理が困難なものについては157,500円まで増額することができる。	金銭事件～不動産事件に準ずる。	
	⑤ 家事調停事件・家事審判（乙）事件			20,000円 ○調停不調の本訴 35,000円 ○調停・本訴一括援助 各 20,000円		84,000円～126,000円 ○調停不調の本訴 157,500円 ○調停・本訴一括援助 調停 84,000円～105,000円 本訴　157,500円	調停不調のときは本訴を関連援助する。 事件の性質上特に処理が困難なものについては189,000円まで増額することができる。	離婚・認知等請求事件に準ずる。	

	案件の内容		訴額	実費		着手金		報酬金	
				立替支出額	備考	立替支出額	備考	立替支出額	備考
（6）その他	⑥ 家事審判（甲）事件	成年後見等を除く家事審判（甲）事件		10,000円～20,000円		31,500円～42,000円		原則としてなしとする。ただし、事案が複雑困難な場合は、離婚・認知等請求事件に準ずる。	
		成年後見人等申立事件		20,000円		63,000円～105,000円			
	⑦ 労働審判事件			20,000円	申立ての手数料（印紙代）は追加して支出する。	84,000円～126,000円	事件の性質上特に処理が困難なものについては157,500円まで増額することができる。	金銭事件～不動産事件に準ずる。	
	⑧ 保護命令事件			20,000円		○口頭弁論又は審尋がある場合 126,000円 ○口頭弁論又は審尋がない場合 52,500円	事件の性質上特に処理が困難なものについては189,000円まで増額することができる。		
	⑨ 証拠保全事件			20,000円	保全後の調査を含むときは、30,000円を限度に加算する。	63,000円～84,000円		本案事件と一括して決定する。	
	⑩ 被害・損害訴事件			20,000円 反訴を含む時は 35,000円		金銭事件～行政事件に準ずる。		金銭事件～行政事件に準ずる。	損害訴事件で、一審限りの時は一括して決定する。
	⑪ 破産事件			50,000円	官報代は追加して支出する。	金銭事件～家事事件に準ずる。		金銭事件～家事事件に準ずる。	
	⑫ 控訴事件			金銭事件～行政事件に準ずる。		金銭事件～行政事件に準ずる。		金銭事件～行政事件に準ずる。	
	⑬ 示談交渉事件	特に処理が簡易なもの		10,000円		31,500円～42,000円	1．交渉不成立の場合は本訴を関連援助する。費用は金銭事件に準じ適宜増額する。	金銭事件～家事事件に準ずる。	
		上記以外のもの		20,000円		63,000円～105,000円	2．事件の性質上特に処理が困難なものについては157,500円まで増額することができる。		
	⑭ 支払督促			5,000円		21,000円～42,000円		金銭事件に準ずる。	
	⑮ 任意整理事件・特定調停事件		債権者数 1社～5社 6社～10社 11社～20社 21社以上	25,000円 25,000円 30,000円 35,000円	夫婦双方援助のときは、双方合計債権者数の基準額に13,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。	105,000円 147,000円 168,000円 189,000円	1．夫婦双方援助のときは、双方合計債権者数の基準額に63,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。 2．事件の性質上特に処理が困難なものについては283,500円まで増額することができる。		
	⑯ 自己破産事件		債権者数 1社～ 10社 11社～ 20社 21社以上	23,000円 23,000円 23,000円	1．予納金は被援助者直接負担とする。ただし、被援助者が生活保護法による保護を受けている場合は、裁判所の決定に基づく予納金を追加して支出することができる。 2．夫婦双方援助のときは、基準額に13,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。	126,000円 147,000円 178,500円	1．管財事件は210,000円まで増額することができる。 2．夫婦双方援助のときは、双方合計債権者数の基準額に63,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。 3．事件の性質上特に処理が困難なものについては268,000円まで増額することができる。		
	⑰ 民事再生手続		債権者数 1社～ 10社 11社～ 20社 21社以上	35,000円 35,000円 35,000円	1．予納金は被援助者直接負担とする。 2．夫婦双方援助のときは、基準額に13,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。	157,500円 178,500円 210,000円	1．個人再生委員が付かない事件又は評価申立がある事件は31,500円を限度に左欄記載の金額に加算することができる。 2．夫婦双方援助のときは、双方合計債権者数の基準額に63,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。 3．事件の性質上特に処理が困難なものについては315,000円まで増額することができる。		
	⑱ 接害禁止命令事件			10,000円～25,000円 国選被害者参加弁護士が申立人側の受任者となる場合は20,000円とし、国選弁護人が相手方側の受任者となる場合は10,000円とする。		52,500円～94,500円 国選被害者参加弁護士又は国選弁護人が受任者となる場合の標準額は73,500円とする。	事件の性質上特に処理が困難なものについては136,500円まで増額することができる。	1．相手方等から現実に金銭を入手したときは、金銭事件に準ずる。 2．当面成立ができない事件の報酬金は21,000円とする。 3．相手方の請求を排除した場合の報酬金は21,000円とする。	事件の難易、出廷回数等の考慮については金銭事件と同じ。

(注)

1．被援助者が事件に関し相手方等から金銭その他の財産的利益を得た場合には、報酬金の全部又は一部を、立替えではなく、被援助者が直接受任者に支払うものとする（業務方法書第57条第2項）。
被援助者は、事件により相手方等から金銭等を得ているときは、当該金銭等から支払うべき報酬金の額を差し引いた残額について、立替金の額に満つるまで、立替金の償還に充てなければならないものとする（業務方法書第60条第1項）。
地方事務所長は、前項の規定にかかわらず、当該被援助者に即時に立替金の全額の償還を求めることが相当でない事情があると認めるときは、当該償還に充てるべき金額を逓減減額することができる。ただし、扶養料、医療費その他やむを得ない支出を要するなど特別の事情のない限り、当該償還に充てるべき金額は、被援助者が事件の相手方等から得た金銭等の額の１００分の２５を下回ることはできない（業務方法書第60条第2項）。

2．立替基準にない類型の事件については、手続態様等が最も近い事件の立替基準を準用する。

3．既に代理援助又は書類作成援助が行われた事件に関連する案件で、両件の間で争点、資料、弁護活動の共通性が高く、受任者の負担が特に軽い場合は、着手金を立替支出額欄記載の金額の50％程度まで減額して決定することができる。

4．事件の性質、被援助者の特性等に鑑み、相当と認める場合は、立替支出額各欄記載の金額を減額して決定することができる。

5．追加支出限度額（限度額を超える場合には原則として被援助者直接負担とする。）

(1) 裁定料	50万円	(5) 官報公告費を除く自己破産事件予納金	20万円
（ただし、医療過誤事件は80万円）		(6) 記録謄写料	20万円
(2) 登録免許税	35万円	(7) 通訳料	10万円
(3) 申立ての手数料（印紙代）	35万円	(8) 翻訳料	10万円
(4) 執行予納金	50万円	(9)その他実費	30万円
（ただし、民事執行（不動産）事件は100万円）		（(1) ～ (8) 以外の実費すべてを合算しての限度額）	

6．被援助者が多数にわたる場合の着手金
同一の訴訟、調停等の手続きにおいて、被援助者が多数にわたる場合には、受任者の事件処理上の負担に応じ、１人あたり52,500円まで加算することができる。

7．以上の金額は、税別の表示があるものを除いて、すべて税込表示である。

２．書類作成援助立替基準

手　　続	書面の種類	実費		報酬	
		立替支出額	備考	立替支出額	備考
（１）通常訴訟手続	訴状・答弁書・準備書面等	初回実費 原告　15,000円 被告　8,000円 追加実費 書類作成1回につき5,000円を追加して支出する。	１．追加支出限度額を20,000円とする。 ２．訴訟上の救助の決定を求めるものとする。 訴訟上の救助の決定が受けられなかった場合は、350,000円を限度として申立ての手数料（印紙代）を、追加して支出する。	初回報酬　26,250円 追加報酬 書類作成1回につき 21,000円～26,250円	追加報酬限度額を105,000円とする。
（２）督促手続	支払督促申立書（仮執行宣言を含む）	8,000円	債務者1名増加するごとに5,000円を追加して支出する。	支払督促申立書の作成 21,000円 仮執行宣言申立書の作成 15,750円を追加して支出する。	異議申立てのある場合には、訴状に代わる準備書面を作成する。この場合には訴状・答弁書作成援助の追加費用、追加報酬を支出する。
（３）民事保全手続	仮差押・仮処分申立書（供託を含む）	15,000円	保証金、登録免許税は被援助者直接負担とする。	42,000円～47,250円	
（４）民事執行手続	不動産執行申立書	25,000円	予納金は被援助者直接負担とする。	57,750円～63,000円	
	動産執行申立書	5,000円		21,000円～26,250円	
	債権執行申立書	10,000円		26,250円～36,750円	
（５）調停、審判、和解、非訟事件手続	各申立書	初回実費 10,000円 追加実費 書類作成1回につき 5,000円を追加して支出する。	追加支出限度額を20,000円とする。	初回報酬　26,250円 追加報酬 書類作成1回につき 21,000円	追加報酬限度額を42,000円とする。
（６）成年後見人等申立て	申立書	15,000円	家事審判規則第24条による鑑定費用は、500,000円を限度として、別途被援助者のため追加して支出する。	42,000円～63,000円	
（７）破産事件手続	自己破産申立書（免責申立書を含む）	17,000円	１．予納金は被援助者直接負担とする。ただし、被援助者が生活保護法による保護を受けている場合は、官報公告費のほか、200,000円を限度として、裁判所の決定に基づく予納金を別途被援助者のため追加して支出することができる。 ２．夫婦双方援助のときは、8,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。	債権者20社まで 84,000円 21社以上　94,500円とすることができる。	夫婦双方援助のときは、双方合計債権者数の基準額に42,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。
（８）民事再生手続	再生手続開始申立書（再生手続に係る一切の書類作成を含む）	20,000円	１．予納金は被援助者直接負担とする。 ２．夫婦双方援助のときは、8,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。	105,000円	夫婦双方援助のときは、42,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。
（９）少額訴訟手続	訴状	8,000円	被告1名増加するごとに5,000円を追加して支出する。 訴訟の目的の価額は100,000円以上を対象とする。	21,000円	

（注）1．書類作成の上で、事案が特に複雑であり、作成に大きな困難を伴う場合には、事情により報酬を増額することができる。
　　ただし、追加支出限度額を超えないものとする。
　　2．予見できない事情により、実費が決定額を超えた場合、受託者の申し出により超過額を支出することができる。
　　3．立替基準にない類型の事件については、手続態様等が最も近い事件の立替基準を準用する。
　　4．追加支出限度額を超える実費については、原則として被援助者直接負担とする。
　　5．立替基準実費欄に記載の無いその他の実費については、被援助者直接負担とする。
　　6．以上の金額は、すべて税込表示である。